

平成23年度貿易円滑化事業の開始について（追加）

平成23年6月20日
貿易経済協力局貿易振興課

平成23年度貿易円滑化事業(注)について、以下の検査機関において6月22日から補助事業を開始することとなりましたのでお知らせします。これにより、先にお知らせした11の検査機関と併せて13すべての検査機関にて補助事業が実施されます。

(注)この事業は、東日本大震災の影響を受け我が国から輸出される貨物について外国政府や海外取引者から放射線量検査の実施や証明書の添付を要求される事例が発生していることに鑑み、政府による風評被害対策の一環として、経済産業大臣が指定する検査機関が行う輸出品の放射線量検査に要する経費を補助し、輸出者の検査料負担の軽減、物流の停滞防止及び輸出の円滑化を図ることを目的としています。

なお、この事業は輸出品に関する放射線量検査に要する経費を補助するものであるため、検査申込みにあたり輸出契約書（写し）等の書類の提出が必要となります。また、中小企業とそれ以外の企業では検査料補助の割合が異なることから、中小企業の区分で検査を申し込む場合には、中小企業であることが確認できる書類（登記簿謄本等）が必要になります。詳細は以下のリンク「放射線量検査FAQ」をご参照いただくほか、それぞれの検査機関にお問い合わせください。

◇6月22日から事業を開始する検査機関

- ・ 財団法人食品環境検査協会
- ・ 財団法人日本食品分析センター（五十音順）

◇採択事業者一覧

◇放射線量検査FAQ

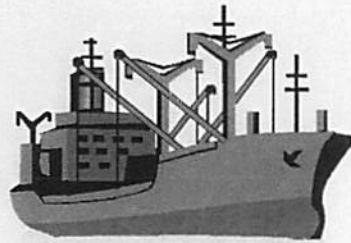
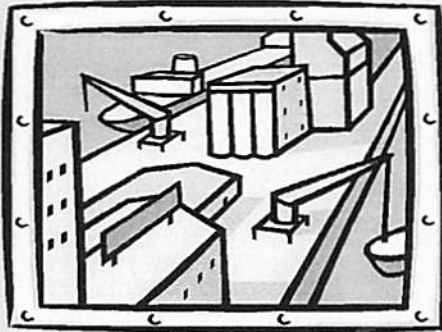
貿易円滑化補助事業(輸出品放射線量検査事業)が開始されます。

事業期間はいつまでですか？

▶事業開始日から、およそ3か月間です。

▶ただし、各検査機関に配付予定の補助金額が無くなった段階で補助事業は終了となります。

補助事業実施検査機関は？



以下の13の機関で検査申請ができます。

・一般社団法人全日検 03-5765-2125 <http://www.ancc.or.jp>

・一般社団法人日本海事検定協会 03-3454-5721 <http://www.nkkk.or.jp/>

・財団法人食品環境検査協会 03-3535-4351 <http://www.ijafe.or.jp/>

・財団法人新日本検定協会 03-3449-2611 <http://www.shinken.or.jp/>

・財団法人日本食品分析センター 03-3469-7131 <http://www.ifrl.or.jp/>

・財団法人日本乳業技術協会 03-3264-1921 <http://www.jdta.or.jp/>

・財団法人日本冷凍食品検査協会 03-3438-1414 <http://www.iffic.or.jp/>

(※飲食物品・化粧品・医薬品香料等の成分分析(放射性核種分析)検査のみ補助対象となります。)

・CCIC・JAPAN株式会社 06-6241-3278 <http://www.ccicjapan.com/>

・社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター 017-762-3620 <http://www.aoyaku.or.jp/eisei/>

・住重試験検査株式会社 075-323-6353 <http://www.shiei.co.jp/>

(※飲食物品に係る成分分析(放射性核種分析)検査は補助対象となりません。)

・中外テクノス株式会社 03-3863-0055 <http://www.chugai-tec.co.jp/>

(※飲食物品に係る成分分析(放射性核種分析)検査は補助対象となりません。)

・テュフズードジャパン株式会社 03-3372-4894 <http://www.tuv-sud.jp/>

(※飲食物品に係る成分分析(放射性核種分析)検査は補助対象となりません。)

・テュフラインランドジャパン株式会社 045-470-1850

http://www.tuv.com/jp/japan/services_ip/plants_machinery/industrial_plants/radiation/rci.jsp

(※飲食物品に係る成分分析(放射性核種分析)検査は補助対象となりません。)

本事業の対象となる品目は何ですか？

＞輸出する貨物であれば品目は問いません。
＞検査実施機関によっては、検査できない品目もあります。詳しくは、検査実施機関にお問い合わせください。

輸出品であれば、どんな貨物でも対象となるのですか？

本補助事業の目的は、東日本大震災及び原子力災害の影響を受け我が国から輸出される貨物について外国政府や海外取引者から放射線量検査の実施や証明書の添付を要求される事例が発生していることに鑑み、政府による風評被害対策の一環として実施するものです。

従いまして、通常の輸出取引において、放射線量検査を求められている輸出貨物については、本補助事業の対象とはなりません。

検査料金は一律ですか？

検査料金は、検査実施機関によって異なります。また、検体量及び検査方法によっても異なると思われるので、詳細については、検査実施機関にお問い合わせください。

また、遠隔地で検査を行う場合は、検査員の出張経費がかかる場合があります。

検査料補助とのことですが、補助の対象となる経費はどのようなものがありますか？

あくまでも検査料のみの一部補助となります。たとえば、中小企業の場合は検査料の9/10、中小企業以外は検査料の1/2が国の補助により減額されます。

なお、検査料以外の検査に必要な経費(出張旅費、消費税等)は、補助対象外となります。

上限額が10万円となっていますが？また、10万円を越えた場合はどうなるのですか？

放射線量検査申込／1回あたりの減額される金額の上限です。10万円を越えた場合には、その越えた検査料及び検査に係る費用については、全額申込者の負担となります。

検査申込みにあたって必要書類は？

検査申込書は検査実施機関によって異なりますので、各検査実施機関にお問い合わせください。

本補助事業は、輸出品の放射線量の検査であることから、輸出契約等(または、これに準ずる書類)の書類の提出が必要です。

また、中小企業と中小企業以外では、検査料補助の割合が異なりますので、中小企業の区分で検査を申し込む場合は、上記の書類に加え、労働申告書の写し(全事業所分)または登記簿謄本(履歴事項全部証明書(直近3か月以内に発行されたものに限る。))が必要となります。

輸出が取り止めになり輸出したことを証する書類の提出ができなくなりました。この場合はどうなりますか？

何らかの理由により輸出の取り止めになったり、あるいは貨物を輸出したことが確認できる書類の提出ができない場合は補助事業の対象となりませんので、検査料及び検査に係る費用については、検査申込者の全額負担となります。

過去に輸出のために今回指定された検査実施機関で検査を受けました。この場合は、補助事業の対象となりますか？

補助事業開始日(各検査機関が発表する事業開始日)以降に検査申込を行ったものが対象となります。本補助事業においては、遡及適用は認められません。

貿易円滑化事業費補助金

平成23年度一次補正予算額 6.7億円

貿易経済協力局 貿易振興課
03-3501-1662

事業の内容

事業の概要・目的

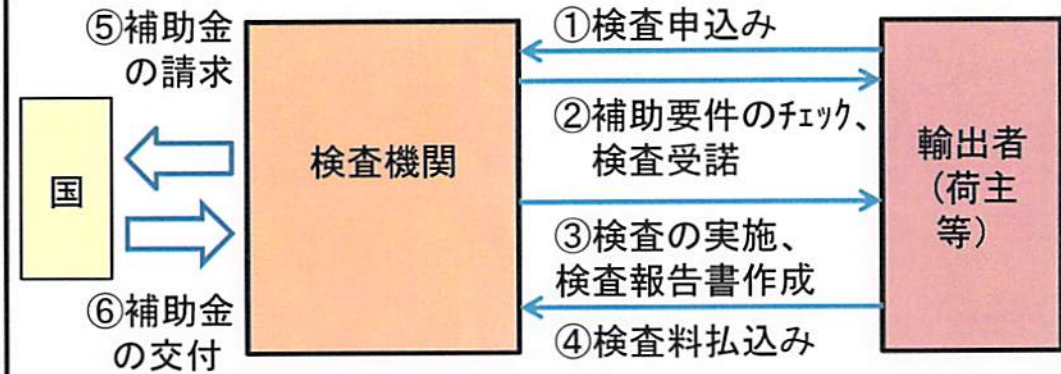
○東日本大震災発生以降、我が国からの輸出品について外国政府や海外取引者から放射能非汚染証明（放射線量検査実施証明書の添付）を求められる事例が相次いでいます。

○かかる動きは民間の商取引ベースでは鉱工業品へも広がっていることから、政府による風評被害対策の一環として国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線量検査の検査料について一定率の金額を補助し、風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



貿易円滑化事業費補助金

【補助対象事業】 我が国からの輸出品に係る放射線量検査について以下の割合の金額を低減して実施する事業
【補助率】 中小企業：9/10、大企業：1/2

